

関東理科教育研究会規約

(設置)

第1条 本会は関東理科教育研究会(以下「教育研究会」という)と称する。

(目的)

第2条 教育研究会は関東地区7県の理科教育の振興をはかることを目的として次の事業を行う。

- ① 関東理科教育研究発表会
- ② 理科教育に係わる情報の交換
- ③ 理科養育に係わる刊行物の発刊
- ④ その他理科教育の振興に必要な事業

(構成)

第3条 教育研究会は埼玉県、茨城県、群馬県、千葉県、山梨県、栃木県、神奈川県の7県の理科教育研究団体をもって構成する。

(役員)

第4条 教育研究会には、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事 若干名

役員は次により選出する。

- ① 会長は、関東理科教育研究発表会開催県(以下「開催県」という)の理科教育研究団体の会長
- ② 副会長は、開催県の理科教育研究団体の副会長等及び開催県以外の県の理科教育研究団体の会長
- ③ 理事は各県の理科教育研究団体から推薦のあった者

(開催県)

第5条 開催県は別に定める。

(経費)

第6条 教育研究会の運営に必要な経費については別に定める。

(事務局)

第7条 教育研究会の事務局は開催県に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、教育研究会の運営について必要な事項は別に定める。

(付則)

この規約は平成4年11月18日から施行する。